

議案の質疑

一般会計補正予算 (第2号)

定例議会最終日に一般会計補正予算(第2号)が提案されました。

27年度決算に伴う繰越金、国・都支出金の返還金を計上するほか、当初予算編成以降の状況変化に速やかに対応するため、歳入歳出それぞれに9億9,699万円を追加し、28年度の予算総額を55億5,200万8,000円とするものです。

【主な内容】

国の交付金等を活用した事業として、起業・創業を目指す人への支援、オリンピック・パラリンピックの啓発として図書館経費の充実を、事務事業全般の可視化を行う行政内部評価制度の構築、街路灯をLED照明にするための調査などがあります。また、災害時に優先的に取り組む業務や対応方針をまとめたBCP(業務継続計画)の作成、沢の堀護岸改修工事の設計、新秋津駅第5駐輪場の開設工事などのほか、台風9号による被害への対応として、河川護岸補修工事、西武多摩湖線運休による臨時駐輪場の開設経費、災害見舞金の増額、降雪への対応など、今後の不測の事態も考慮した内容になっています。本補正予算案は、賛成多数で可決しました。

●街路灯LED化に伴う調査業務委託料

行革の最大の狙いはLED化した後の光

熱費の削減である。どのくらいの効果を見込んでいるのか。

電気料金に換算すると約350万円の減額になると考えられる。現状約7,000万円であることから50%の削減となる。

●B型肝炎予防ワクチン接種委託料

新規に計上された理由と対象者を伺う。

予防接種法施行令の改正に基づき、10月1日より新たに定期予防接種を実施する。母子感染のほか、保育所での集団感染の事例もあり、早期にB型肝炎ワクチンを接種することで肝炎を予防し、持続感染を防いで慢性肝炎や肝硬変、肝がんなどの重篤な病気の発生抑制につながる。28年4月1日以降に生まれた1歳未満の乳児を対象に3回接種する。

●化成小学校校庭整備工事

今回の施工方法を採用した理由を伺う。

この工法で改良された土壌は透水性が向上し、水溜りの発生を抑える効果がある。表層には雪や霜に強く、熱伝導率が高い材料で施工するため、回復も早い。校庭の一部で試験的に実施した結果、冬季にも十分な効果が確認された。

●予備費の増額

台風9号で被害を受けた方には、どのような対応をするのか。

床上浸水での災害見舞金を5,000円から5万

円にし、これまで対象外であった床下浸水にも1万円を支給する。また、今後は消毒、廃棄物の処理、土砂の撤去についても市で対応できるように調整している。

有料自転車等駐輪場条例の一部改正

新秋津駅第3駐輪場用地の一部を返還し、縮小することに伴い、新たに新秋津駅第5駐輪場を設置するため、条例を改正するものです。

第3駐輪場の縮小で225台に減る。これまでの利用者はどうなるのか。

一旦、全体の利用を休止し、すべて第5駐輪場に移動していただく。その後、希望を募って、利用調整を行う。

第5駐輪場は、どのような利用形態になるのか。

出入口に自動閉鎖式ゲートを設置する。管理室は置かないが、朝の時間帯には係員を配置し、日中は巡回管理を実施する予定である。

今後、第3駐輪場のように縮小または廃止になった場合、第5駐輪場は収容台数も多く、その影響は大きい。借地による駐輪場運営は、返還のリスクがあるのでは、地権者を増やし、駐輪場スペースを多めに確保することで、突発的な借地返還にも柔軟に対応できると考える。安定的に駐輪場用地を確保する観点から、借地契約を当面継続したい。

議会基本条例の検証を終えて

26年4月に議会基本条例が施行されてから2年が経過し、この間の議会運営が条例どおりに実施できているかを検証しました。

検証作業では、条文ごとに取り組み状況を確認し、それぞれの条文について、「条例どおりにできている」「できていない」「改善が必要」等の自己評価を行いました。8月にはこの結果を公表

し、これまでの市議会の取り組みについて市民アンケートを実施しました。

市議会の取り組みに対する主なご意見

●見やすい市議会だより、わかりやすい報告会、ネット中継などの取り組みを続け、市民と呼応する議会であってほしい。
●議会報告会がどんなものかわからない。周知に努めてほしい。
●一部の陳情に、市政と

の関連が薄いものが見受けられる。
●陳情は市政に関するものに限定して、採否を判断すれば良いのではないかと。
●傍聴する際、住所・氏名の申し出が不要になったのは良い取り組みだ。

検証結果

いただいたご意見とアンケート結果を基に、自己評価の見直しを行いました。その中で、条例第7条「請願等の取扱い」については、「これまでどおり行う」とした自己

評価を再考することになりました。
その後、陳情をどのように取り扱うかについて協議し、「無条件にすべての陳情を取り扱うのではなく、一定のルール、基準を作って審査対象を明確にするために、条例の改正が必要である」との結論に至りました。

これにより、議会基本条例と会議規則の陳情の取扱いに関する部分について改正することとし、議会基本条例の検証を終了しました。

「市議会の取り組みについて」アンケート集計結果：回答総数 126件

問	質問	選択内容	回答数	%
問1	回答者の年齢層	10代	2	1.6%
		20代	2	1.6%
		30代	7	5.6%
		40代	15	11.9%
		50代	33	26.2%
		60代	30	23.8%
		70代	25	19.8%
		80代以上	8	6.3%
		回答なし	4	3.2%
		問2	市議会だよりは年4回発行しています。お読みになっていますか	毎回読む
たまに読む	41			32.5%
読まない	21			16.7%
回答なし	5	4.0%		
問3	市議会だよりの中で読む記事はどれですか(複数回答)	議案の質疑	54	20.9%
		各議員の賛否状況	60	23.3%
		代表質問	46	17.8%
		一般質問	62	24.0%
		予算(決算)の概要	32	12.4%
その他	4	1.6%		

問	質問	選択内容	回答数	%
問4	市議会を傍聴したことがありますか	ある	47	37.3%
		1回傍聴した	6	
		2回傍聴した	8	
		3回傍聴した	7	
		4回傍聴した	2	
		それ以上	17	
		回数回答なし	7	
ない	76	60.3%		
回答なし	3	2.4%		
問5	傍聴手続きの簡略化と資料の公開についてどう思いますか	よい取り組み	113	89.7%
		不十分である	4	3.2%
		回答なし	9	7.1%
問6	市議会ホームページを見ましたことがありますか	よく見る	12	9.5%
		たまに見る	55	43.7%
		見ない	54	42.9%
		回答なし	5	3.9%
問7	市議会の「インターネット中継」を見ましたことがありますか	よく見る	10	7.9%
		たまに見る	36	28.6%
		見ない	80	63.5%
問8	議会報告会に参加したことがありますか	ある	72	57.1%
		ない	54	42.9%
問9	年4回開催している議会報告会についてどう思いますか	よくやっている	93	73.8%
		不十分である	10	7.9%
		回答なし	23	18.3%
問10	請願と陳情を同じ取り扱いとしていてどう思いますか	よくやっている	88	69.9%
		区別すべき	13	10.3%
		回答なし	25	19.8%

ご協力ありがとうございました。

アンケートにたくさんのご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。回答総数126件に及び皆様の声は、議会基本条例の検証結果へ反映するとともに、今後の議会運営に活かしていきます。

※お寄せいただいたご意見等は市議会ホームページにも掲載しています。

議会基本条例・会議規則の一部改正

議会基本条例の検証結果を受けて、最終日に議会運営委員会より、「議会基本条例」と「会議規則」を改正する委員会提出議案が出されました。

市議会では、議会基本条例において請願と陳情を同じに扱うことを定め、2年半で6件の請願、131件の陳情を審査してきました。しかし、東村山市とは関係のない内容や、当市議会の権限が及ばない事項の解決を求める陳情などが数多く提出されてきました。

この間、その取り扱いを巡って議論を重ね、市民アンケートでも同様のご意見をいただいたことから、今回、「すべての陳情を審査する」という取り扱いから、「必要がある」と認められた陳情は請願と同様に審査することに変更し、議会基本条例と会議規則を改正しました。なお、請願についてはこれまでと同様に、すべてを審査します。

お知らせ

陳情の取り扱い方法が変わります

●いつから：12月1日以降に受け付ける陳情から

●どのように：東村山市民から提出された陳情はこれまで通り請願と同様に審査し、市外の方からの陳情は、原則として、全議員への参考配付になります。ただし、内容により、審査する場合もあります。

